

令和6年度母子家庭奨学金のしおり

京都府では、児童扶養手当や遺族年金等の全国共通の給付制度に加えて、母子家庭奨学金を支給しています。年度ごとの支給であるため、昨年度受給された方も、新しく申請が必要です。

1 支給要件（全ての要件を満たす方が支給対象）

- 京都府の区域内（京都市の区域を除く）に居住している。
 - 死別、離婚、未婚等により配偶者のいない女子（夫が重度障害者含む。）であって、次に掲げる児童（20歳に満たない者）を養育している。
 - 乳幼児
 - 小学生
 - 中学生
 - 高校生（正規の修学年限内。専修学校の高等課程在籍者を含む。）
 - 京都府が実施している他の奨学金を受給していない。（詳しくは、項目7をご覧ください。）
 - （夫が重度障害者の場合）夫の所得が児童扶養手当受給制限内である。
- ※ 母子家庭の母（申請者本人）への所得制限はありません。

2 支給金額

区 分	支給額
奨学金等	乳幼児 1人あたり 11,000円（1年分）
	小学生 1人あたり 21,500円（1年分）
	中学生 1人あたり 43,000円（1年分）
	高校生 1人あたり 64,000円（1年分）
高等学校入学支度金	1人あたり 35,000円

3 申請時期及び支給期間等

申請時期により、支給金額が月割で減額となります。支給を決定したときは、支給日前に支給決定通知を送付します。

【奨学金等】

申請月	区 分	支給期間	支給日
4月～5月	4月1日現在、支給対象	1年分（4月～3月分）	8月30日
	4月2日以降に支給対象	申請月の翌月～3月分	
6月～2月		申請月の翌月～3月分	10月以降

【高等学校入学支度金】

申請月	支給要件	支給日
4月～5月	4月1日現在、支給対象（入学時のみ1回限り）	8月30日

※ 入学前支給を希望される場合の申請月は2月です。（3月に支給）

4 申請手続き

申請書の太枠の中の項目をすべて記入し、申請書裏面の特約事項に同意及び署名押印のうえ、次に掲げる証明等を添えてお住まいの市町村窓口へ申請してください。

申請書が2枚以上となるときは、全ての用紙に証明が必要です。

- ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明（申請書証明欄）
- 高校生は、学校長の在学証明書の添付
- 夫が重度障害者の場合は、児童扶養手当証書の写し又は障害基礎年金証書等障害の程度を示す書類と所得に係る市町村の証明書

5 申請後に支給要件に該当しなくなったとき

転出、婚姻等により年度途中で支給対象者でなくなった場合は、その事由の発生日までの支給となります。（既に支給済みの場合は、過払分の返納が必要）

次の場合は、「母子家庭奨学金等受給変更届」をお住まいの市町村または京都府保健所に速やかに提出してください。

- 京都市又は京都府以外の都道府県に引っ越しするとき
- 配偶者のいない女子ではなくなるとき（事実上の婚姻を含む。）
- 養育する児童の数が減少するとき
- 高校生の児童が退学、休学するとき
- 児童扶養手当の受給資格がなくなったとき
- 中学3年生の児童が高校へ入学しなかったとき（入学前支給の支度金）

など

6 申請後に養育する児童が増えたとき

増えた児童の分について、新しく申請が必要です。

7 併給を禁止している奨学金及び併給調整を行う奨学金

	奨学金名称	対象児童	所得制限	問い合わせ先
併給禁止	交通遺児奨学金	乳幼児～高校生	なし	京都府安心・安全まちづくり推進課
	高校生給付型奨学金	高校生	あり	京都府保健所福祉課
	技能修得資金	高校生等	あり	京都府保健所福祉課
併給調整（※）	京都府奨学のための給付金 * 在学されている高等学校等から案内がありますので、該当者は必ず同給付金の申請をしてください。	高校生	あり	〈国公立〉在学されている高等学校等又は京都府高校教育課（075-414-5055） 〈私立〉在学されている高等学校等又は京都府文教課（075-414-4516）

※ 高校生に係る母子家庭奨学金と京都府奨学のための給付金のうち、後に支給される奨学金（給付金）は、先に支給された給付金（奨学金）との差額を支給します。

8 その他

- 母子家庭奨学金等の給付を受けると、**高校生等修学支援事業（修学資金）の貸与を受けられなくなります**ので御注意願います。

【問合せ先：京都府教育庁高校教育課（075-414-5043）】

- 京都府の他の母子福祉施策については、京都府各保健所等で配布している「ひとり親家庭のしおり」を御覧ください。

問い合わせ先	支給決定等	向 日 市、長 岡 京 市、乙 訓 郡	
		乙訓保健所福祉課	(075)933-1154
一般	-	宇治市、城陽市、久世郡	
		山城北保健所福祉課 (0774)21-2102	
		八幡市、京田辺市、綴喜郡	
		山城北保健所綴喜分室(0774)63-5745	
		木津川市、相楽郡	
		山城南保健所福祉課 (0774)72-0979	
		亀岡市、南丹市、船井郡	
		南丹保健所福祉課 (0771)62-0361	
		福知山市	
		中丹西保健所福祉課 (0773)22-5766	
舞鶴市、綾部市			
中丹東保健所福祉課 (0773)75-0856			
宮津市、京丹後市、与謝郡			
丹後保健所福祉課 (0772)62-4302			
京都府健康福祉部家庭支援課		075-414-4585	